

保育施設等の台風等による
風水害への対応ガイドライン



令和7年4月
都城市こども部保育課

目次

保育施設等の台風等による風水害への対応ガイドライン	1
1 全般	1
(1) ガイドラインの目的	1
(2) 対象施設	1
(3) 基本方針	1
(4) ガイドラインの留意点	1
① 平常時の対応等	1
② 事業継続計画の策定	2
2 具体的な対応	2
(1) 平常時からの周知	2
(2) 警戒レベルごとに市民がとるべき行動について	3
(3) 臨時休園等の取扱について	4
① 台風が直撃するなど、明らかに終日台風の影響が予想される場合	4
② 台風の影響が予想されるが、深刻な影響が発生するか不明な場合や、大雨・洪水等の突発的な事象が発生することが予想される場合	5
(4) 保育の再開について	7
① 確認事項	7
② 連絡	7
3 保護者及び職員への周知	7

保育施設等の台風等による風水害への対応ガイドライン

1 全般

(1) ガイドラインの目的

台風や大雨等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）で市内に避難情報が発令された場合、保育施設等には、園児や保育従事者の生命と身体を守るため、早急な判断と対応が求められる。そこで、市内において避難情報が発令された場合の保育施設等の対応についてガイドラインを定める。

(2) 対象施設

市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（以下、「保育施設等」という。）

(3) 基本方針

保育施設等については、保護者が就労等により保育が必要な児童等が利用しているため、原則として開園となる。ただし、災害時は人命を第一に適切に対応すること。

また、風水害は天気予報等により事前に予測しやすい側面があり、災害対応についても各保育施設等の環境や立地条件等によって異なる。よって、本市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園や保育の縮小などの対応については、あらかじめ保護者と合意形成を図った上で本ガイドラインを踏まえ、保育施設等で決定することができるものとする。

(4) ガイドラインの留意点

本ガイドラインについて、次の事項に留意すること。

① 平常時の対応等

本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各保育施設等がより詳細な計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し職員間で共有することを基本とする。また平常時から災害時の対応について保護者と共有することも重要である。

災害時の対応については、厚生労働省通知（平成 28 年 9 月 9 日雇児総発 0909 第 2 号）に基づく「非常災害対策計画」を備えるとともに定期的に内容を検証し、職員間で共有すること。また、避難訓練等にも反映させ、平常時から非常事態に備えること。

② 事業継続計画の策定

災害時から平常時への移行に際して、事業継続計画（BCP）を策定しておくことも有効である。

2 具体的な対応

（1）平常時からの周知

風水害の発生が予測される場合における保育施設等の対応については、平常時から保護者に周知して理解を得る必要がある。そのためには入園説明会での説明や園内への掲示等により平常時から保護者に対して周知を図るものとする。

(2) 警戒レベルごとに市民がとるべき行動について

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次の表のとおり（警戒レベル3～5の発令は、市が発令、1・2は、気象庁が発表。）

警戒レベル	状況	避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害又は切迫	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保！
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況の悪化	大雨・洪水注意報等 （気象庁が発表）	避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 （気象庁が発表）	災害への心構えを高める

(3) 臨時休園等の取扱いについて

前表を踏まえ、警戒レベル3以上の避難情報が本市から発令された場合、保育施設等の対応は次のとおりとする。

① 台風が直撃するなど、明らかに終日台風の影響が予想される場合

ア) 臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育施設等で該当区域が暴風域に入る等台風最接近日の前日までに定める事項）

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応基準	左記の対応を取るべき保育施設等
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園	発令対象地区内にあるすべての保育施設等
警戒レベル4 避難指示	臨時休園 ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営可能と判断した場合、 <u>開園可能</u>	
警戒レベル3 高齢者等避難	原則 開園 ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等の各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合、 <u>休園可能</u>	

※休園決定の場合、市保育課へ電話等にて連絡する。(以後、開園する場合も同様)

② 台風の影響が予想されるが、深刻な影響が発生するか不明な場合や、大雨・洪水等の突発的な事象が発生することが予想される場合

ア) 臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育施設で定める事項）

・「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時間までの間に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応基準	左記の対応を取るべき保育施設等
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園	発令対象地区内にあるすべての保育施設等
警戒レベル4 避難指示	臨時休園 ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営可能と判断した場合、 <u>開園可能</u>	
警戒レベル3 高齢者等避難	原則 開園 ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等の各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合、 <u>休園可能</u>	

※休園決定の場合、市保育課へ電話等にて連絡する。(以後、開園する場合も同様)

イ) 臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育施設で定める事項）

・「開園時間中に発令」された場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応基準	左記の対応を取るべき保育施設等
警戒レベル5 緊急安全確保	児童降園後に休園	発令対象地区内にあるすべての保育施設等
警戒レベル4 避難指示	児童降園後に休園 ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営可能と判断した場合、 <u>開園可能</u>	
警戒レベル3 高齢者等避難	原則 開園 ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等の各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合、 <u>休園可能</u>	

※休園決定の場合、市保育課へ電話等にて連絡する。（以後、開園する場合も同様）

(4) 保育の再開について

保育施設等は、次の事項を確認しながら安全に配慮し、再開の準備を行うものとする。ただし、保育施設において、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は市に連絡の上、休園することができる。

① 確認事項

- ・ 今後の気象情報
- ・ 施設の安全確保
- ・ 施設周辺の安全
- ・ ライフラインの確認（電気、水道、ガス、通信、交通等）
- ・ 職員体制の確保

② 連絡

- ・ 保育施設等は上記事項を確認の上、保育を再開し、その旨を市に報告する。

3 保護者及び職員への周知

保育施設等は、本ガイドラインについて、入園時のしおり、園だより、重要事項説明書、メール配信等で周知を行う。

緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引渡方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。